

青森県報

第四千四十七号

平成二十七年
九月十四日
(月曜日)

目次

障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) …… 一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課) …… 一
道路の区域の変更	(道路課) …… 二
道路の供用の開始	(同) …… 二
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課) …… 二
右 同	(同) …… 五

告 示

青森県告示第六百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 ヴァーベナ	青森市西滝二丁目三三の二	就労継続支援A型	就労継続支援A型	就労継続支援事業所リトルb yリ	弘前市大字和徳町一七八	平成二十七年九月
株式会社 ヴァーベナ	青森市西滝二丁目三三の二	就労継続支援B型	就労継続支援B型	就労継続支援事業所リトルb yリ	弘前市大字和徳町一七八	平成二十七年九月

青森県告示第六百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一四九 六ヶ所村海水漁業協同組合	六ヶ所区域 六ヶ所村海水 漁業協同組合 の地区	小型定置漁業及 びさけ・ます定 置漁業
上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下一五の一 六ヶ所村漁業協同組合	六ヶ所区域 六ヶ所村海水 漁業協同組合 の地区	小型定置漁業及 びさけ・ます定 置漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の一六 白浜 正男	岩屋区域 岩屋漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業
下北郡東通村大字岩屋字往来一七七 白浜 成人	岩屋区域 岩屋漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業

青森県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十月十三日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	国 道	一〇一号	つがる市森田町床舞若松一四九から つがる市森田町床舞若松三五まで	二二・九〇メートルから 二二・七〇メートルまで	一一・七一・二〇メートルから 一一・五〇メートルまで	七四・五〇メートル	七四・五〇メートル	

青森県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	つがる市森田町床舞若松一四九から つがる市森田町床舞若松三五まで	平成二七・九・四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
協同組合サンロード青森 青森市緑三丁目九の二 代表理事 岡島秀雄	協同組合サンロード青森 青森市緑三丁目九の二 代表理事 相馬敏行	平成二六・三・四
ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 岡島秀雄	ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行	"

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

有限会社スギ 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 杉山均	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 村井正平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木修平	有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島秀雄	株式会社キクヤマメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田正平	株式会社橋文 八戸市大字長苗代字狐田一四の三 代表取締役 橋本昭一	株式会社コーエー 青森市鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方リコ	ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 福士喬	有限会社やまに花店 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 原子清光	株式会社翁屋 青森市新町二丁目八の五 代表取締役 斉藤巳千郎	株式会社丸啓金正堂 青森市安方二丁目一〇の二二 代表取締役 三上修一
	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 梅本和典	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史	株式会社キクヤマメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	株式会社コーエー 青森市鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄	ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行		株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 齊藤巳千郎	株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 三上修一
三・七・八	三・三・一	三・三・五	二七・三・三	一五・三・一	一五・〇・一 (住所) 三〇・二・三 (代表者 の氏名)	二二・三・五 (名称) 二六・五・一 (代表者 の氏名)	二七・三・四	二四・一・五	三・七・六 (住所) 三・三・五 (代表者 の氏名)	平成 四・八・一

有限会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺幸二	有限会社フレックス 弘前市大字栄町三丁目三の三 代表取締役 須田文夫	成田清悦 青森市長島二丁目一〇の六	株式会社タカキユー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 出口光	株式会社齊藤商店 宮城県仙台市中央二丁目六の三一 代表取締役 齊藤正次郎	株式会社ヤマダヤ洋品店 愛知県名古屋市中西区浅間一丁目五 代表取締役 山田道朗	有限会社パロン 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 妻神るい子	有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目六の二八 代表取締役 佐藤千恵	神ミチホ 青森市奥野一丁目九の一〇	株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役 足立清子
株式会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社フレックスコーポレー 青森市第二問屋町一丁目五の一六 代表取締役 加川澄子	成田元秀 青森市長島二丁目一〇の六	株式会社タカキユー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 代表取締役 岩佐行弘	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中西区城西一丁目三 代表取締役 山田太郎	有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃		株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役 足立均	
二六・九・五	一五・七・三	二四・二・四	二五・四・一	三・三・一 (住所) 三・三・五 (名称) 三・八・一 (代表者 の氏名)	一四・七・五 (住所) 二二・三・五 (名称) 二六・三・三 (代表者 の氏名)	二二・三・三	二二・三・六 (住所) 二二・三・六 (代表者 の氏名)	二七・三・一	二五・五・六

株式会社グリーンハウスフーズの 東京都渋谷区代々木一丁目三二の 代表取締役 田沼千秋	株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の代表取締役 野口慎一郎	株式会社光通信 東京都千代田区大手町二丁目一 の代表取締役 重田康光	株式会社リオ横山 愛知県名古屋市中区平和一丁目一 五の代表取締役 横山和幸	株式会社ピノキオ 青森県中央三丁目二〇の一四 の代表取締役 伊織忠夫	株式会社ツキウ時計店 八戸市湊町字本町四三 の代表取締役 月館重夫	ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 の代表取締役 安藤有明	株式会社大創産業 広島県広島市西条町大字吉行字向 一の代表取締役 矢野博文	株式会社モリエ 愛知県一宮市米一丁目一〇の一六 の代表取締役 酒井勝徳	株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の代表取締役 上田峰夫
株式会社グリーンハウスフーズの 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の 代表取締役 田沼千秋			株式会社リオグループホールデイ 愛知県名古屋市中区平和一丁目一 五の代表取締役 横山和幸	株式会社ピノキオ 青森県中央三丁目二〇の一四 の代表取締役 伊織忠夫	ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 の代表取締役 吉田誠夫	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の代表取締役 矢野博文	株式会社モリエ 愛知県稲沢市天池五反田町一 の代表取締役 坪井茂則	株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の代表取締役 上田稔夫	
三・二・二四	三・七・二〇	二〇・二・二九	二四・五・一	三・三・五	三・四・一八	一五・五・一五	一六・三・一 (住所) 三・二・五 (代表者 の氏名)	三・二・五 (住所) 三・二・九 (代表者 の氏名)	三・三・五

株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一 九の代表取締役 渡辺忠一	株式会社エステール 東京都新宿区住吉町八の二 二の代表取締役 丸山朝	株式会社赤ちゃん本舗 大阪府大阪市中央区南本町三丁目 三の代表取締役 伊藤宏	株式会社イー・カンパニー 愛知県日進市東山三丁目一三〇四 の代表取締役 日比克幸	株式会社ツルオカ 青森県本町一丁目四の一九 の代表取締役 鶴岡秀治	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港町六丁目八 の一の代表取締役 寺井秀蔵	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目の代表取締役 寺井秀蔵	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区南本町三丁目 三の代表取締役 佐藤好潔	Asmeエステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 の代表取締役 丸山雅史	株式会社モリタ 秋田県秋田市中通り一丁目四の四 の代表取締役 盛田良次	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 の代表取締役 盛田良次	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 一四の代表取締役 木山茂年	株式会社マインドゲームス 青森県橋本三丁目四の一三 の代表取締役 佐々木良一	鳥潟務 青森市緑三丁目九の二
三・六・九一	三・二・〇一 (名称) 三・二・八 (住所) 三・〇・一 (代表者 の氏名)	三・五・三三	三・四・七	二四・六・三〇	三・六・六	三・六・六	三・五・三三	三・二・〇一 (名称) 三・二・八 (住所) 三・〇・一 (代表者 の氏名)	三・二・八	三・二・八	三・三・二	三・一〇・三	三・四・一

- 四 届出年月日
平成二十七年七月三日
- 五 届出書の縦覧
- 1 場 所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期 間
平成二十七年九月十四日から平成二十八年一月十四日まで
- 3 時 間

	株式会社キング の九 代表取締役 山田幸雄	二五・四・二四
	株式会社ブービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	二五・九・二〇
	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 鈴木直人	二五・七・二七
	株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	二五・七・三〇
	株式会社オンワード檜山 東京都中央区京橋一丁目七の一 代表取締役 馬場昭典	二五・二・二九
	カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	二五・七・二〇
	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の一 代表取締役 横内達治	二五・四・二六
	株式会社ダブリュ・アイ・システム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中洋	二五・二・三三

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ
むつ市中央一丁目一四九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
-------	-------	-----------

株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 七の一〇 代表取締役 井上元延	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	二四・七・一 (住所) 二五・六・二五 (代表者 の氏名)
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 村田隆一	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 白石正	二四・六・二六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 七の一〇 代表取締役 井上元延	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 井上恵右	二四・七・一 (住所) 二五・六・二五 (代表者 の氏名)
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原二丁目 一九の四 代表取締役 野中正人	変更無し	
株式会社オーランド・オプチカル 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目 一五の二 代表取締役 小島俊夫	変更無し	

四 届出年月日

平成二十七年八月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十七年九月十四日から平成二十八年一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------